

## 土浦市条例第45号

### 土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、市内における太陽光発電設備の設置及び管理に関し、災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護に配慮した適正な方法によるものとするために必要となる事項を定めることにより、地域社会との調和を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項の再生可能エネルギー発電設備であって、同条第4項第1号の太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。
- (2) 事業者 発電設備を設置する事業（当該事業を実施するために必要な森林の伐採、土地の造成等の準備行為を含む。以下「設置事業」という。）を行う者であって、設置事業の権利を有するものをいう。
- (3) 事業区域 設置事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に設置事業を行う土地を含む。）をいう。
- (4) 町内会 事業区域周辺に居住する住民が所属する町内会（自治会を含む。）その他これに類する団体をいう。
- (5) 近隣関係者 事業区域に隣接する土地（事業区域が公道（道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定するものに限る。）に接する場合は、当該公道が仮にないものとした場合において接することとなる土地を含む。）若しくは事業区域に隣接する土地に存する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を所有する者又は当該建築物に居住する者をいう。

(市の責務)

**第3条** 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用に努め、そのために必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

**第4条** 事業者は、設置事業を実施するとき又は設置事業の実施により設置した発電設備を用いて発電する事業（以下「発電事業」という。）を実施するときは、この条例及び関係法令を遵守し、災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護に十分配慮するとともに、町内会及び近隣関係者との良好な関係の保持に努めなければならない。

2 事業者は、第6条第2項に定める抑制区域では設置事業を実施しないよう努めなければならない。

3 事業者は、第7条第2項に定める配慮事項に留意して設置事業及び発電事業を実施するよう努めなければならない。

4 事業者は、設置事業を取りやめたとき又は発電事業を終了したときは、速やかに原状に回復するよう努めなければならない。

（適用範囲）

**第5条** この条例の規定は、事業者が発電出力50キロワット以上の発電設備（実質的に同一と認められる事業者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に分割して設置する発電設備の合算した出力が50キロワット以上となる場合を含む。）を設置する場合に適用する。ただし、当該発電設備を建築物に設置する場合を除く。

（抑制区域）

**第6条** 市長は、次に掲げる事由により、発電設備の設置を抑制すべきと判断した区域（次項において「抑制区域」という。）において設置事業を行わないよう事業者に協力を求める。

（1）法令等により、自然環境の保全区域として指定されていること。

（2）自然災害の発生が危惧されること。

（3）歴史的又は郷土的な特色を有していること。

2 抑制区域は、市規則で定める。

（配慮事項）

**第7条** 市長は、事業者が設置事業及び発電事業を実施する上で様々な影響があると想定される次に掲げるものについては、配慮が必要な事項（次項において「配慮事項」という。）として、事業者に特段の配慮を求める。

（1）防災及び安全対策に関すること。

（2）生活環境の保全に関すること。

（3）町内会及び近隣関係者に関すること。

（4）発電設備を設置した後の維持管理に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 配慮事項は、市規則で定める。

(設置事業の周知等)

**第8条** 事業者は、設置事業を実施する前に町内会及び近隣関係者に対して設置事業の内容、工事の施工方法及び安全対策並びに発電事業を終了した後の対応その他周知すべき事項(次項においてこれらを「周知事項」という。)について説明を行い、十分な理解を得るように努めなければならない。

2 事業者は、町内会から周知事項について説明を求められたときは、説明会を開催するものとする。

3 事業者は、設置事業に着手しようとする日の60日前から当該設置事業が完了する日まで、当該設置事業の内容を記載した看板を事業区域内に設置するものとする。

(協議等)

**第9条** 事業者は、発電設備を設置しようとするときは、当該発電設備を設置しようとする日の60日前までに次に掲げる事項を記載した書面を提出した上で市長と協議をしなければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。第17条第1項において同じ。)

(2) 事業区域の所在地及び面積

(3) 設置事業の着手及び完了を予定する日

(4) 設置しようとする発電設備の出力

(5) 設置しようとする発電設備の運転を開始する予定の日

2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法令等による許可又は認可を受けている場合は、その内容を証明する書類の写し

(2) 町内会及び近隣関係者に対し設置事業の内容等の説明を行った旨の報告書

(3) 設置事業の計画に係る書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(協議終了の通知)

**第10条** 市長は、前条第1項の協議を終了したときは、事業者に当該協議を終了した旨の通知をするものとする。

2 市長は、必要に応じて、前項の通知に意見を付すものとする。

(工事の着手等の届出)

**第 1 1 条** 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 工事の着手前に設置事業を取りやめるとき。
- (2) 工事に着手するとき。
- (3) 工事の中止をするとき。
- (4) 中止していた工事を再開するとき。
- (5) 工事が完了したとき。
- (6) 工事を取りやめ、原状に回復したとき。

(工事完了等の確認)

**第 1 2 条** 市長は、前条第 5 号の規定による工事を完了した旨の届出又は同条第 6 号の規定による原状に回復した旨の届出を受けたときは、現地確認を行うものとする。

(協議内容の変更)

**第 1 3 条** 事業者は、第 9 条第 1 項の協議を行った内容を変更しようとするときは、書面により市長と改めて協議をしなければならない。ただし、変更しようとする内容が市規則に定める軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 事業者は、前項本文の協議を行う前に町内会及び近隣関係者に対して、変更しようとする内容等の説明を行わなければならない。
- 3 第 1 0 条の規定は、第 1 項本文の協議を終了した場合について準用する。この場合において、同条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは、「第 1 3 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(管理者等に関する情報の掲示)

**第 1 4 条** 事業者は、設置事業を完了したときは、設置した発電設備の管理者等に関する情報を町内会及び近隣関係者に周知するため、第 4 条第 4 項の規定により原状に回復するまでの間、当該情報を事業区域内の見やすい場所に掲示するものとする。

(報告及び立入調査)

**第 1 5 条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員を事業区域に立ち入らせ、必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により事業区域に立ち入り、調査等を行う職員は、その身分

を示す証明書を携帯しなければならない。

3 第1項に規定する権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導, 助言又は勧告)

**第16条** 市長は、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言(以下この条において「指導等」という。)を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの要件に該当する事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(1) 第9条第1項若しくは第13条第1項の協議をせず、又は虚偽の事実を述べて協議をしたとき。

(2) 第10条第1項の通知を受ける前に設置事業に着手したとき。

(3) 第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による事業区域への立入り若しくは必要な調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(5) 指導等に正当な理由なく従わなかったとき。

3 事業者は、指導等を受けた場合は、当該指導等により講じた措置の内容を記録し、速やかに市長に報告しなければならない。

(公表)

**第17条** 市長は、前条第2項の勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者はその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

**第18条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置事業に着手している場合は、この条例の規定は、適用しないものとする。